

芝生グラウンド使用に関する確認書

(使用方法の要点)

- 1 利用については、「利用許可申請書」に記入の上、利用許可を受けてください、又、利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付してください。  
(納付された使用料は、原則として返還できません。)
- 2 使用の許可を受けた者は、使用权を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。
- 3 スパイク着用による使用は、公式試合(紅白試合、練習には使用できない。)のみとし、練習時のトレーニングシューズ着用による使用は、小学生以下とする。なお、使用時間については、スパイク及びトレーニングシューズとも1日300分以内とする。
- 4 準備及び後始末はすべて利用時間内に行ってください。
- 5 用具の設置等の準備並びに後始末は使用者で行ってください。また、用具は元の場所へ正しく返却してください。
- 6 ゴミは各自でお持ち帰りください。
- 7 降雨等の場合、使用できないこともありますので、必ず代替え会場を準備してください。

(使用の禁止及び取消し)

- 1 降雨等によりグラウンドの状態が不良であると管理者が判断したとき。ただし、その場合使用料は還付するものとする。
- 2 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 3 施設、備品その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 4 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(使用者の管理注意義務等)

使用者は、善良な管理者の注意をもって公園を使用しなければならない。

使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を破損し、若しくは滅失、又は汚損したときは、市長の指示するところにより、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

使用日 平成 年 月 日 ( ) 時から 月 日 ( ) 時まで

上記のとおり確認しました。

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_